

評議員、役員の報酬等及び費用規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第13条及び第25条の規定に基づき、評議員、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会（事務所・ハイパフォーマンススポーツセンター内日本卓球協会事務所）に週3日（又は月に12日）以上勤務する者をいう。
- 3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

本協会は、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、（別表1）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給するものとし、非常勤役員、評議員には、本協会勤務の都度、（別表2）非常勤役員等手当表に基づき支給する。
- 3 評議員及び役員が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。
- 4 評議員及び役員には、賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

第4条（定例報酬の額の決定）

本協会の常勤役員の定例報酬月額、（別表1）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

第5条（定例報酬の支給）

定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という）に準ずる。

第6条（退職慰労金）

退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、（別表 3）退職慰労金算出表に基づき常勤役員年数に応じ算出するものとし会長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 懲戒規程第3条（違反行為）に抵触する行為が認められた場合、退職慰労金は支給しない。

第7条（費用）

本協会は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

第8条（出張時の日当、食費）

本協会が評議員及び役員に対し出張を依頼するときは、別に定める規程に基づき、日当、食費を支給する。

第9条（公表）

本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第10条（改正）

この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

第11条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月23日制定、平成24年6月23日より施行する。

- 2 この規程は、平成25年7月1日に一部改訂する。
- 3 この規程は、平成28年11月13日に改訂する。
- 4 この規程は、2020年6月21日に一部改訂する。
- 5 この規程は、2022年6月19日に一部改訂する。
- 6 この規程は、2023年3月18日に一部改訂する。
- 7 この規程は、2025年9月20日に一部改訂する。

(別表 1) 常勤役員俸給表

号俸	月額	年額
1	¥300,000	¥3,600,000
2	¥400,000	¥4,800,000
3	¥500,000	¥6,000,000
4	¥600,000	¥7,200,000
5	¥700,000	¥8,400,000
6	¥800,000	¥9,600,000
7	¥900,000	¥10,800,000
8	¥1,000,000	¥12,000,000
9	¥1,100,000	¥13,200,000
10	¥1,200,000	¥14,400,000
11	¥1,300,000	¥15,600,000
12	¥1,400,000	¥16,800,000
13	¥1,500,000	¥18,000,000

(別表 2) 非常勤役員等手当表

号	日額	対象者
1	¥15,000	専務理事、常務理事、監事
2	¥20,000	評議員、会長、副会長

(別表 3) 退職慰労金算出表

役職	金額	
	普通退職	業務上傷痕疾病が原因の死亡及び退職
会長・副会長	40万円×常勤勤務年数	50万円×常勤勤務年数
専務理事	30万円×常勤勤務年数	40万円×常勤勤務年数
常務理事	20万円×常勤勤務年数	30万円×常勤勤務年数

※勤続年数が1年以上、かつ、12ヶ月に満たない勤続月数がある場合、その12ヶ月に満たない勤務月数分を加算するものとする。